

18 悪質商法

成年年齢が18歳に引き下げられ、親の同意を得ずに様々な契約をすることができるようになります。社会経験が乏しい若者を狙った悪質商法の増加が懸念されます。悪質商法は、巧妙な手口で若者を狙っていますので注意してください。

◆被害にあわないためのポイント

キーワードは「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

う うまい話を信用しない！

うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴…

そ そうだんする！

ひとりで判断せず、家族、知人、相談機関に相談を

つ つられて返事をしない！すぐに契約しない！

悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するよう迫ってきます。

き きっぱり！はっぱり！断る！

あいまいな返事をせず、キッパリ！断る！

◆悪質商法の例と注意点

①副業サイト

SNSの広告を見て副業サイトに登録したら、「簡単な仕事で必ず儲かる」とメッセージが届いた。申込フォームに個人情報を入力して送信、消費者金融から200万円を借りて支払ったが全く儲からず、借金が返せない。

- ・絶対に借金をしてはいけません。
- ・「個人情報送れ」は、闇バイトへの誘導かも！

②マルチ商法

友達から「50万円分の健康食品を購入して人に勧めるだけでマージンが入る」と言われた。「お金がない」と断ったら、消費者金融で借りさせられ50万円を渡した。

- ・借金をする話には関わらない。
- ・断るときは「契約しない」とはっきり断る。

③インターネット通販

代金を振り込んだのに、商品が届かない。届いた商品が偽物だった。

- ・通信販売はクーリング・オフができません。
- ・詐欺サイトの特徴は…

大幅な値引き/日本語がおかしい/代引き配達のみ/個人口座に前払/事業者の電話番号が載っていない 等

④定期購入

初回は安くても、2回目からは高額。回数縛りがなかったので解約したら、高額な定価との差額を請求された。

- ・最終確認画面のスクリーンショットを保存

⑤お試しエステ

- ・低価格の広告の後ろに、高額な契約が!?
- ・長期・高額な契約は本当に必要な契約?
- ・「割引は今日まで」などと契約をせかされるケースもあるので注意しましょう。

⑥賃貸住宅契約

- ・契約書の記載内容、特に退去時の費用負担に関する事項を確認
- ・入居前からの傷や汚れは写真で記録
- ・トラブルが発生したら、貸主に相談

◆クーリング・オフ制度

クーリング・オフが可能な取引と期間

契約書などの書面を受け取った日から8日以内または20日以内と、対象となる取引ごとにクーリング・オフが可能な期間が決められています。

取引内容例	期間
訪問販売、訪問購入、電話勧誘販売 等	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間

クーリング・オフをしたいときは

- ・販売業者に通知（クレジット契約の場合はクレジット会社にも）
- ・葉書の場合は特定記録郵便などで郵送、メールの場合は送付日付がわかる形で保存
- ・事業者のクーリング・オフ専用フォームの場合は、通知画面のスクリーンショットを保存

クーリング・オフができないもの

訪問販売、電話勧誘販売で3,000円未満の現金取引/店舗・営業所での契約/通信販売/使用した消耗品/自動車の購入やリース 等

クーリング・オフができるかどうか不明なときや、書き方や手続きが分からないときは、消費生活センターにお問い合わせください。

◆困ったときはすぐ相談

相談機関	電話番号
福井県消費生活センター	0776-22-1102
福井県嶺南消費生活センター	0770-52-7830
福井県警察本部（警察安全相談室）	＃9110